

酒田市みなと市場

出店者募集要項

- ◇募 集 区 画 数：1 区画 (59.4 m²)
- ◇募 集 期 間：令和 8 年 2 月 2 日(月)～令和 8 年 3 月 31 日(火)
- ◇質 問 受 付 期 間：令和 8 年 2 月 2 日(月)～令和 8 年 2 月 27 日(金)
- ◇選 考 委 員 会：令和 8 年 4 月下旬
- ◇選 定 結 果 通 知：令和 8 年 4 月下旬
- ◇使 用 開 始 予 定 日：令和 8 年 7 月 1 日

令和 8 年 2 月

酒田市地域創生部商工港湾課

目 次

1	募集の目的	2
2	施設の概要	2
3	募集テナント	2
4	応募方法	2
5	使用期間等	3
6	テナント会	3
7	経費に関する事項	3
8	設備等	4
9	応募資格	4
10	留意事項	4
11	提出書類	4
12	申請に要する経費	5
13	選考方法	6
14	無効又は失格	6
15	選定結果	6
16	その他	6

[担当]

酒田市地域創生部商工港湾課港湾・エネルギー振興係 佐藤
〒998-8540 酒田市本町二丁目2番45号
TEL:0234-26-5758 E-mail:kowan@city.sakata.lg.jp

酒田市みなと市場出店者募集要項

1 募集の目的

酒田市みなと市場（対象区画：店舗番号3）の出店希望者を募集します。

2 施設の概要

- (1) 施設名称 酒田市みなと市場
- (2) 所在地 酒田市船場町二丁目5番56号
- (3) 施設概要 別紙「酒田市みなと市場区画図」のとおり
- (4) 供用開始 平成22年1月23日
- (5) 休館日 1月1日、毎週水曜日（大型連休等は臨時営業有り）
- (6) 開館時間 午前9時から午後6時まで（営業時間の設定範囲）

3 募集テナント

(1) 募集業種

中心市街地の活性化を図り、市民生活の利便性向上及び本市の観光振興に寄与する小売業（飲食店を含む）とします。

(2) 募集区画

1区画（店舗番号3）

(3) 区画面積

59.4m² (5.4m×11m)

4 応募方法

(1) 募集期間

令和8年2月2日(月)から令和8年3月31日(火)まで

(2) 提出方法

- ・窓 口：酒田市商工港湾課へ提出してください。受付時間は土日祝日を除く日の午前9時から午後5時までです。
- ・郵 送：目次に記載の担当宛に書留郵便で郵送してください。募集期限の当日到着分までを有効とします。
- ・電子メール：目次記載の担当の電子メールアドレス宛に送信してください。提出期限までに市に到達した分を有効とします。

(3) 質問の受付

- ・応募に関する質問を受け付けます。来訪又は電話による質問に対しては、原則として口頭で回答しません。
- ・質問様式に記載のうえ、窓口、郵送、電子メールで提出してください。
- ・質問受付期間：令和8年2月2日(月)から令和8年2月27日(金)なお、質問内容及び回答については、市ホームページへの掲載により公表します。また、質問者名は公表いたしません。

(4) 留意事項

ファックスでの提出は不可とします。申請書類に不備や不足がある場合、申請者へ修正を求めることがあるため、時間に余裕をもって提出してください。

5 使用期間等

- (1) 使用期間は令和8年7月1日から令和12年3月31日までとします。
ただし、協議によっては、使用開始の日を早める場合があります。
- (2) 使用期間中であっても、使用を継続することが適当でないと認められるときは、使用許可を取り消すことがあります。
- (3) 営業開始時期
 - ・引渡日は、出店決定者との協議を経て決定します。
 - ・店の営業は、引渡日から1か月後までを目途に開始してください。
- (4) 店舗改裝工事
 - ・店舗改裝工事は、引渡後に行ってください。
 - ・改装内容により、夜間又は休業日に工事をお願いする場合があります。

6 テナント会

- (1) みなと市場のPR、施設の円滑な運営を目的としたテナント会が設置されていますので、必ず加入してください。
- (2) テナント会の会費は月額5,000円（令和7年度実績）です。

7 経費に関する事項

- (1) 使用料
 - ・令和8年度の月額使用料は、1m²あたり1,050円（税込）です。
 - ・使用料は、条例改正により変更になる場合があります。
 - ・使用料は、引渡日から発生します。
- (2) 共益費
 - ・消防用設備保守点検業務委託費、機械警備業務委託費、玄関マット及びAEDの借上費、上下水道維持管理費、トイレ及び通路の清掃業務委託費、トイレ及び通路の光熱水費、トイレ及び通路の消耗品費、トイレ及び通路の軽微な修繕費等は共益費として、出店者で負担していただきます。
 - ・当該募集区画は、グリストラップが設置されています。テナントがグリストラップを使用する場合は、共益費とは別にグリストラップの維持管理費を負担してください。
 - ・共益費は、引渡月から発生します。
- (3) 各出店者の光熱水費及びごみ処理費、軽微な修繕費
各出店者の実費負担になります。
- (4) テナント会の会費
テナント会の会費は月額5,000円（令和7年度実績）です。

（5）工事等

- ・工事の施工は、あらかじめ市に設計関係書類を提出いただき、市の承認を得た上で実施してください。
- ・退去する場合は、原則として原状に回復してください。
- ・各出店者が付加した設備は、市が加入する保険の対象になりませんので、各出店者で保険に加入してください。

8 設備等

（1）床等（水を使う設備を必要とする店舗においての注意事項）

- ・現状の床仕様で賃借します。

（2）店舗改装

- ・あらかじめ、改装等の申請書を提出してください。
- ・改装費用及び退去時の原状回復費用は、出店者の負担となります。

9 応募資格

個人又は法人、団体（複数の個人、法人で構成されるもの）で、以下の条件を全て満たすものとする。

- （1）本市に本社、支店等がある者であること。個人においては、本市に住所、事業所等があること。
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。
- （3）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。
- （4）個人の場合にあっては当該個人が、法人の場合にあっては当該法人が納めるべき税（本市の市税）を現に滞納していないこと。
- （5）宗教活動及び政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- （6）暴力団若しくは暴力団員又はこれらの利益となる活動（暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう）を行うものでないこと。

10 留意事項

- （1）団体で応募した場合、構成員を変更する場合は市の承認を得てください。
- （2）申請者が営業するものとし、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸することはできません。
- （3）市は、管理運営に関し、使用者に対し必要な事項の報告を求め、使用者の業務の状況を調査できるものとします。

11 提出書類

申請に当たっては、次の書類を市に提出してください。なお、市が必要と認

める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。書面で提出の場合は、書類 1 部の提出をお願いします。

提出書類	個人	法人	団体
(1) みなと市場出店申込書（様式 1）	○	○	○
(2) 事業計画書（様式 2）	○	○	○
(3) 資金計画書（様式 3）	○	○	○
(4) 収支計画書（様式 4）	○	○	○
(5) 代表者の履歴書	○	○	○
(6) 住民票の写し	○	○ 代表者	○ ※1
(7) 定款、規約又はこれらに類する書類	—	○	○
(8) 登記事項証明書	—	○	—
(9) 業務を執行する役員名簿（様式 5） (ふりがな、役職名、住所、生年月日)	—	○	○
(10) 構成員名簿	—	—	○
(11) 直近の 3 事業年度における貸借対照表、 損益計算書、青色申告決算書その他財務 状況を明らかにする書類 (設立後 3 事業年度を経過していない場 合は、設立から現在まで)	○	○	○
(12) 納税証明書 (市区町村税について未納の税額がな いことの証明書。なお、本市の市税の 納税証明書は提出不要。)	○	○	○ ※1
(13) 暴力団員に該当しないことの誓約書兼同 意書（様式 6）	○	○	○
(14) その他市長が必要と認める書類	○	○	○

※1 個人の構成員：全員 法人の構成員：法人の代表者

12 申請に要する経費
全て申請者の負担とします。

13 選考方法

酒田市みなとオアシス活性化促進施設出店者選考委員会の選考により出店者を決定します。なお、当該選考委員会において申請者より事業計画などの説明を行っていただく場合があります。また、当該説明の実施の有無及び実施概要は、申請書の提出期限後に別途通知します。

14 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 虚偽の内容による申請等により、信頼関係が損なわれたとき。
- (2) 応募資格がないことが判明したとき。

15 選定結果

申請者に文書で通知します。

16 その他

- (1) 提出された書類は、お返しできません。
- (2) 提出された書類は、選考委員会での検討など必要に応じて複写します。
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することができます。